

国民健康保険運営協議会資料

平成 21 年 7 月 24 日開催

1 出産育児一時金の改正について

(1) 改正の要旨

出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令第36条の出産育児一時金の支給額が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、従来の35万円から4万円引き上げられることから、これに準じて引き上げるものである。

施行期日については、平成21年10月1日より施行。

(2) 出産育児一時金の支給額

改正前 35万円 ⇒ 改正後 39万円

【産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合】

改正前 38万円 ⇒ 改正後 42万円

(3) 出産育児一時金の実績

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
件数	466件	466件	466件
金額	149,700,000円	162,950,000円	165,920,000円

※ 平成18年9月まで30万円、平成18年10月より35万円、平成21年1月より産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、原則38万円。

(4) 改正に伴う保険給付費への影響

年間平均対象件数を470件として、1年間では、1億9,740万円となる。

本年度は、10月実施であることから940万円程度の増額となる。

(5) 一時金引上げに伴う財源措置

引上げ額4万円のうち、1/2(2万円)については国庫補助、残り1/2(2万円)のうち、その2/3については、一般会計からの繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置がされるもの。

引上分 4 万円	3/6 国庫補助	2/6 一般会計繰入れ (地方交付税措置)	1/6 保険税
従来分 38 万円	2/3 一般会計繰入れ (地方交付税措置)		1/3 保険税

(6) 支払方法の変更

- ・ 現行の受取代理から原則として医療機関への直接払いへ変更。
- ・ 引上げ分に伴う国庫補助の支給対象が、医療機関等へ直接支払う保険者に限られる。
- ・ 医療機関は、保険者に出産費用を請求。支払業務は、原則として審査支払機関に委託。

2 ジェネリック医薬品の普及啓発について

(1) ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。

(2) 普及啓発の目的

高齢化による医療費の増加が見込まれ医療費の適正化が重要な課題となっている状況を踏まえ、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進に努めるもの。

(3) 国からの要請

ア. 経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）

- ・平成 24 年度までに、後発医薬品の数量シェアを 30%以上に
する。

イ. 平成 21 年 1 月 20 日付国保課長通知（P10・11 参照）

- ・ジェネリック医薬品希望カードの配布
- ・ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の
周知
- ・都道府県における支援

(4) 県内市町村の取組状況

- ・ジェネリック希望カードの配布状況（P12 参照）

(5) 具体的な取組方法（案）

ア. ジェネリック医薬品の啓発記事の掲載

- ・医療費通知（年 6 回）
- ・納税通知書
- ・広報、ホームページ

イ. 普及啓発チラシの窓口設置

ウ. ジェネリック希望カードの配布

エ. 長期服用者へのジェネリック医薬品使用勧奨